

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第36回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年7月8日（火）13：58～14：35
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、
椿 泰文（郵政行政部企画課長）、
後藤 慎一（信書便事業課長）
川久保 潤（信書便事業課課長補佐）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可につい
て

開 会

○樋口分科会長 皆さんこんにちは。御多忙中また、お暑い中を御参加いただき本当にありがとうございました。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会、郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員9名中8名が出席されておりますので、定数を満たしております。また、本日の会議は、公開することにより、当事者又は第三者の利益を侵害するおそれがあることから、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定により、非公開にて行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、総務省において、人事異動があったとのことですので、事務局より異動された方を御紹介、お願いいたします。

○後藤信書便事業課長 本日付で、信書便事業課にまいりました後藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○樋口分科会長 どうぞよろしくお願い致します。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は諮問事項1件であります。

それでは、諮問第1103号から1105号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○川久保信書便事業課課長補佐 それでは、事務局より諮問事項につきまして説明させていただきたいと思っております。私、総務省郵政行政部信書便事業課、課長補佐の川久保と申します。先ほど、事務局より御紹介させていただきましたとおり、本日付でこれまで当課信書便事業課長でございました三浦が異動しまして、後藤が新しい課長として着任いたしました。そのような事情から僭越ではございますけれども、課長補佐の私、川久保が諮問事項につきまして御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず諮問事項第1103号、特定信書便事業の許可について御説明させていただきたいと思っております。資料36-1を御覧いただければと思っております。今回申請のあったものは、新規の案件のみでございます。全部で9件の新規の事業許可、信書便約款の設定の認可、それから信書便管理規程の設定の認可に係わる諮問でございます。

まず資料36-1、別紙1とある資料を御覧いただければと思っております。1ページから3ページ目につきましては、申請者の概要等を示している資料でございます。新規事業許可の申請者9者のうち、6者が貨物運送事業となっているところでございます。残りの3者は、ビルメンテナンス業が1者、小売業、インターネットによる生花販売事業が1者、それから印刷業を行っている者が1者となっております。提供予定のサービスでございます

が、1号役務のみの提供予定の申請者が5者、3号役務のみの提供予定の申請者が2者、1号役務と3号役務を提供予定の申請者が2者となっております。2号役務を提供する予定の申請者は、おりません。

申請者の多くが、既存顧客からの信書送達の要望を受けての事業許可申請ということになっております。

続きまして資料の4ページ目、5ページ目を御覧いただければと思います。信書便事業の事業収支見積りとしたしまして、始めに各申請者の信書便事業を行った際の収入の見積りについて、示しているところでございます。

続きまして資料6ページ目から8ページ目を御覧いただければと思います。6ページ目から8ページ目の資料でございますが、ここでは申請者の事業収支見積りのうちの信書便事業に係る支出、あるいは利益などを示している資料でございます。いずれの申請者につきましても、信書便事業の収入が支出を上回って利益が出ることを示しているところでございます。それから資料6ページの3番、ワールド商事という申請者がいらっしゃいますけれども、支出の項目を見ていただきますと、その他の支出が計上されております。これは信書便の配達業務を委託するというので、その委託先の生花店への委託料の支払いが計上されているところでございます。

次に資料9ページを御覧いただければと思います。各申請者の信書便事業を行うにあたっての資金計画をこのページで示しております。いずれの申請者におきましても、全て自己資金で信書便事業を開始するために必要な資金を調達できることを示しております。

次に資料10ページを御覧いただければと思います。ここでは、各申請者が予定しております信書便物の引受方法、配達方法を示しております。引受方法につきましては、インターネットや電話等で通信文を引き受ける方法、それから巡回先や定期集配先で信書便物を引き受ける方法、それから利用者の指定場所や営業所で信書便物を引き受ける方法があります。

配達方法につきましては、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達という方法がございます。

各申請者によってそれぞれに提供する役務につきまして、引受方法、配達方法を定めているところでございます。

続きまして資料11ページ、12ページは参考資料ということで、提供サービスの概要を示しているところでございます。

続きまして資料別紙2を御覧いただければと思います。特定信書便事業の許可の申請の審査結果の概要という資料でございます。ここには、各信書便事業許可申請について、私どもが行いました審査の結果の概要を示しております。

今回9件ございました新規の事業許可申請につきましては、いずれの申請も信書便法に定められております許可基準に適合しているものと認められます。また信書便法に定める

欠格事由には該当しておりませんので、総務省といたしましては、今回の9件の申請につきましては、全て許可をしたいと考えているところでございます。

続きまして資料36-2を御覧いただければと思います。諮問第1104号、こちらは信書便約款の設定の認可についての諮問でございます。

1枚目表紙をめくっていただきますと最初に諮問書の写しがございます。

次のページ、別紙1を御覧いただければと思います。信書便約款の設定の認可の申請の概要ということで資料がございます。ここでは、信書便約款の設定の認可申請の概要ということで、今回の申請がございました9件の申請において、いずれの信書便約款も役務の名称及び内容、引受の条件、配達条件、転送及び還付の条件、送達日数、料金の收受及び払戻しの方法、送達責任の始期及び終期、損害賠償の条件、他の事業者と協定等をして送達する場合、送達上の責任は自らが負担すること、それから特定の者に不当な差別的取扱いをするものでないことが定めてあります。

続きまして3ページ目、別紙2を御覧いただければと思います。信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要を示しております。今回申請のありました9件の信書便約款につきましては、いずれも信書便法で規定しております信書便物の引受け、配達、転送及び還付、並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項などが適正かつ明確に定められております。

また、4ページ目でございますけれども、今回の9件の申請者の約款におきましては、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことを確認しております。その結果、総務省としては、今回の9件の信書便約款の設定の認可申請につきまして、いずれも認可したいと考えているところでございます。

続きまして資料36-3を御覧いただければと思います。諮問第1105号でございます。こちらは、信書便管理規程の設定の認可についての諮問でございます。

表紙をめくっていただきますと、最初に諮問書がございます。

もう1枚めくっていただきますと、別紙1に信書便管理規程の設定の認可申請の概要を示しております。

今回の新規の9件の信書便管理規程の設定の認可申請につきましては、いずれの信書便管理規程につきましても、信書便管理者の選任に関する事項、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、職員の教育及び訓練に関する事項、その他、信書便物を保護するのに必要な規定が定められているところでございます。

次に3ページ目の別紙2、信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果の概要を御覧いただければと思います。ここでは、信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果、私どもが行いました審査結果の概要について示しているところでございます。

今回認可申請になりました9件の信書便管理規程につきましては、法令上の認可基準として規定しております特定信書便事業者の取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するものであることが定められております。

具体的にはこちらの資料でございますとおり、信書便管理者の選任や職務内容、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置、教育及び訓練、その他、信書便物の秘密の保護をするのに適当な規定が定められております。法令上の審査基準に適合していると認められることから、総務省といたしましては、今回の9件の信書便管理規程の設定の認可申請につきまして、認可をしたいと考えているところでございます。

次に参考1の資料を御覧いただければと思います。信書便事業への参入状況ということで、資料を示させていただきます。

今回、新規の9件の申請につきまして、事業許可等が適当である旨の答申をいただいた場合は、特定信書便事業者は、424者になります。

また参考2につきましては、都道府県別の事業者を示しているところでございます。参考2の資料の朱書きになっているところが、今回新たに追加される事業者でございます。

総務省からの諮問事項についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 篠崎委員。

○篠崎委員 御説明の中で、ワールド商事が花屋さんに配送を委託するという具体的な御説明があったので、具体的にどういうことか、ちょっとかいつまんで説明していただけますか。

○川久保信書便事業課課長補佐 はい。現在、ワールド商事はインターネットで花の注文で受け付け、業務提携をされている花屋さんが配達を行うというサービスを提供されているのですが、今回、花だけではなくて信書も一緒に送るサービスを提供したいということでございます。今までも電報類似サービスを提供する信書便事業者に、信書と一緒に花とかプリザーブドフラワーを送達する方々がいらっしゃったんですけれども、今までは配達を運送業者に委託して行うのが通常の方法だったのですが、今回花屋さんが花と信書と一緒に、信書便物として運ぶということで、ちょっと新しいモデルかなというふうに思っております。

○篠崎委員 信書だけでも配達するんですか。その花屋さんは。

○川久保信書便事業課課長補佐 いえ、信書だけでは配達しません。

○篠崎委員 セットでないのだめですね。

○川久保信書便事業課課長補佐 はい、その通りでございます。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 よろしいですか。その他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 いつもこうやって、「適」と言いますか、問題ないというふうに出てくるわけですけれども、最終的には問題ないとしても、最初に出してきた申請では、若干問題が

あるようなないような、それを修正してもらおうとか、そういうことは現実にはある程度、実務上あるわけでしょう。

○川久保信書便事業課課長補佐 実務上、ご指摘のようなことはございます。この申請書自体が、1件1件非常に難しいものでございまして、例えば先ほど説明いたしました事業収支見積りの場合、信書便事業支出については、申請者の直近年度の決算書を基に、信書便事業とその他の事業との収入比率や労働比率などを案分比率として用いて、費用を算出することがございます。そうすると、同じ人件費でも、事務方の、共通部門の方の人件費と、実際のトラックを運送される、作業部門にいらっしゃる方の人件費で案分の比率が違ったりするような場合もございます。そういった細かいところまで見させていただきまして、案分比率の考え方がおかしいのではないかと、また、そもそも案分する費用が適正なのかなど、申請者に1つ1つ確認しながら進めているようなところでございます。また、信書便管理規程や信書便約款を見させていただく中で、実際に申請者が考えているビジネスプランが記載されていなかったり、言葉が足りなかったりというところにつきましては、個々に説明を求めたりしながら、修正していただくということがございます。

○多賀谷委員 分かりました。

○樋口分科会長 その他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。他に御意見等ございませんでしょう。諮問第1103号から1105号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのように答申することにいたします。以上で本日用意された審議は終了しましたが、この際、委員の皆さまから、何かございましたら、御意見、御感想をいただきたいと思っております。

○篠崎委員 せんだってメールで聴聞会の連絡がございましたが、取り止めになったというようなことなのですが、差し支えなければその顛末を、ちょっと御説明していただければと思います。

○川久保信書便事業課課長補佐 はい、御説明させていただきます。実際に、残念ながら法令違反、信書便法を違反していた事業者がおりまして、先般、違反事実が私ども総務省のほうで確認できたわけでございますけれども、その事業者に対して当初法令に基づきまず事業改善命令という不利益処分をかけようというふうに、事務局、総務省では考えておったんですが、その不利益処分をかけるにあたりまして、これも法令上の規定なんですけれども、不利益処分になる事業者に対して、弁明の機会を設けなきゃいけないということで、ちゃんと聴聞の規定がございまして、聴聞を開かなければいけないという。その聴聞にあたりましては、主催者になっていただく方が審議会の委員の先生から推薦をいただいて、聴聞の主催者になっていただかなければならないという規定がございました。

当初、そういった事業改善命令をしなければならないという意識がありまして、審議会

が7月8日に、本日行われるということを非常に意識しておりました。事業改善命令をかけようと思ったのが、2週間ほど前、6月の下旬にそういうことを考えまして、かなり審議会の日程を意識し、急いで作業や手続きなどをいろいろ進めていたわけでございますけれども、他方、郵政行政部内で、再検討した際に、やはり事業者に不利益処分をかけるというのは、今回信書便法施行後、初めてのことでございますので、もう少し慎重に省内で考えたほうがいいんじゃないかという話になりまして、その処分、事業改善命令の妥当性を十分省内で議論をした上で慎重に考えていこうということになりまして、当初、事業改善命令を出そうということで進んでいたのですけれども、再度慎重に検討させていただきたいということで、今回取り下げることにさせていただきました。

○篠崎委員 具体的にどういうことがあったのかは。

○川久保信書便事業課課長補佐 実は、ある事業者なのですが、業務委託をするにあたって、信書便事業者というのは、本来自分でインフラを整えてやるのが、本筋なのですが、一部業務委託というのでできるわけですね。業務委託するにあたっては、総務大臣の認可が必要ということで、法律に規定がございます。その事業者は、事業許可は取得しているのですけれども、業務委託の認可申請をずっとしてこないで信書を送達していたと、他の事業者に委託をして、配達の業務をその信書の利用者でない運送会社に委託していたということで、これがかなり長い間、2年以上の期間、ずっと無認可で業務委託をしていたということ。また、その事業者は地方総合通信局が、事業監督しているのですけれども、そもそも無認可でやっていたものですから、事業開始届というものも、出していなかった。事業開始届も出していないものですから、毎年、信書便事業者は、7月頃に事業実績報告を、総務省に報告する義務があるのですけれども、その報告につきましても、事業開始届が未定出なのだから、事業実績はないのですね、という理解を、地方の信書便監理官がしてまして、要は実際の信書の取扱いが毎年かなりの数あったにもかかわらず、そういう無認可でやっていたものですから、虚偽報告、報告ゼロ件という、信書便の通数、取扱い通数、毎年ゼロ件で2年ほど虚偽報告をされていたという事業者でございます。元々の原因は、無認可での業務委託というのが、いちばん大きいものだと思います。

○多賀谷委員 結局は行政指導みたいな感じで改善されたと。

○川久保信書便事業課課長補佐 いや、全くそういったものもなく、これまでそういったものがなかったものですから。

○多賀谷委員 その違法状態は続いているわけですか。現状は。

○川久保信書便事業課課長補佐 現状は信書便監理官のほうで、口頭で信書の送達はだめですということっております。

○多賀谷委員 それで、一応は改善したと理解してよろしいでしょうか。

○川久保信書便事業課課長補佐 いえ、改善されていないので、どうしようかというところでございます。そこで事業改善命令とか、法令上の事業停止命令とか、そういったものをかけられるわけですが、そういうものをかけるにあたって、きちんと事実を踏ん

で、慎重にやっていきたいなと思っております。

○多賀谷委員 一般的な行政手続きだと、今言われたような改善命令とか停止命令を、最初に言われた弁明の機会だけでいいのですけれども、この信書便に関する法律は、そういう場合についても聴聞というかなり重い手続きを取れという特例が書いてあるのですね。たぶんそれが原因だと思いますね。なかなか聴聞は難しいですよ。そこまでやるのはね。本当はだから、今言ったように、行政指導で改まっていればいいのですが、改まっていなければ、最終的にやんなきゃいけないでしょうけれど。それはかなり大変なんですよ。

○川久保信書便事業課課長補佐 先生のおっしゃるとおりでございます。いきなり事業改善命令をかけるべきなのか、それともまず行政指導をやって、こういうところを早く是正しなさいと事業者に言った上で、直らなければ次どうするかということも考えたほうがいいんじゃないかと、そこは省内で議論が生まれて、今回取り下げた経緯でもあります。

○今林郵政行政部長 ちょっと説明が混乱しておりますので補足いたします。結局、最終的にはお客様に迷惑がかからないようにしなければいけない。それが最大のポイントでございます。この場合のお客様というのは、信書便物を、信書便事業者だと思って預けて運んでもらっていたと。そこはちゃんと届いていて、苦情もないわけですね。ですけれども認可を得ずにそのままやれるということになれば、何のための制度かということにもなります。従って、そのきちんと、まずは、許可を得るべきものは得てやりましょう。手続きも整えてやらなきゃいけませんねということ、その事業者が理解した上で、改めていただくということが必要になります。

それから、その上で、まず1回停止して、立ち止まって、その上でその方々が改めていただくということと、その間ユーザーの方々、それを御利用になっていた陸運局などは、別の方法で送達していただかなきゃいけない、そういうほうへの御案内というものもいるということでございます。

その過程で改めていただくのに、いろいろ方法がありますけれども、多賀谷先生からもお話ありましたように、本件、重大と、2年も何もしないでおいておったというのが重大だというふうに考えれば、これはきっちり、一罰百戒、処分をすべきだと思いますけれども、それにあたって、証拠の保全、確認ということが、きちんと必要になるだろうと。聴聞を開くという場合は、大体行政のほうで、半ば判断、処分の方向に判断を下した上で先生方に御相談を申し上げる手続きとしての聴聞というふうになるわけで、そういうような証拠固めと、それから事業者への御指導、こういうことを並行してやりながら、やっていこうということで、今回先生方に御相談するのには、あまりに時間が短すぎたものですから、必要であれば、先生方には夏休みに大変御迷惑ですけれども、臨時にお集まりいただいても、聴聞をお願いしたりなんかすることも可能なわけですから、きちんとその手続きはやらせていただきたいと、こういうことでございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○篠崎委員 では、まだ検討中なんですね。

○今林郵政行政部長 はい、確認中です。

○篠崎委員 これは、1つには、管轄しているほうの側にも問題があるのではないかなと思うのですね。こういうことが、まかりとおってしまっていたということが。2年間もね。その辺のことも考えて、きちんと速やかに、検討していくべきことであろうと思いますね。

○今林郵政行政部長 先生おっしゃるとおりで、信書便法、施行、ほぼ10年になるとして、事業者もだいぶ増えてきまして、初期はとにかく市場拡大ということと、サービスの改善などということについて、私ども行政府としても、同じように考えていくというようなことがございましたけれども、同時にお客様が増えていくということは、消費者問題もあるわけですので、そうすると、ある意味、反面、悪意で出さなければ、ずっとそのままになってしまう。あるいは過失で、そう思い込んでやっていたのかもしれませんが、本件も、よく確認してみないといけませんけれども。それにしてもそういう状況を、検査なり確認をしていくと、つまり善意でやっている方々の努力を踏みにじることがないように、そういうその方々についても、状況をちゃんと点検していくというようなことも、活動として必要なのかなというふうに思い立ったところでございます。

ですから、今回も本件に留めるのではなくて、全体の事業、事業やっておられる方々、やっておられない方々あるわけですが、状況を、全総合通信局をあげて、また状況を確認してみるということも必要かなというふうに考えております。

○篠崎委員 はい、分かりました。それで私、先ほどちょっと、花屋さんの件を具体的に、目に見えた形での説明があったものですから、花屋さんはどういう花屋さんかなと思って、ちょっとお伺いしたわけでございますけれども、これはかなり真剣に真摯に取り組んでいただきたいと思います。

○川久保信書便事業課課長補佐 はい、総務省としても真摯に取り組んでいきたいと思えます。

○篠崎委員 はい。

○川久保信書便事業課課長補佐 今回、こういった事件を起こした事業者は、事業開始届を出していない事業者で、総務省としては、許可は取ったんですけれども、要は業務委託の申請がありませんので、事業は開始していないだろうという認識でございました。事業を開始している事業者に対しては、必ず立ち入り検査というものやっているんですけれども、事業を開始していないところには、やっていなかった。それでずっと事業を行ってきて、本年3月になって発覚した、ということでございまして、その点についても考えなきゃいけないなと思っております。

○篠崎委員 そうですね。はい、よろしく申し上げます。

○樋口分科会長 少なくとも違法状態は、やっぱりそのまま逃してはまずいと思います。それは速やかにまず改善させることが重要かと思えますね。菅先生。

○菅委員 私、電報をいただき経験したが、この会に出ているから分かるんですけれども、

電報って、やはり委託会社が。

○川久保信書便事業課課長補佐 NTTですね。

○菅委員 NTTが届けるものだと、私たち末端では思っているわけですよね。それが今のように、認可を受けたけれども実績報告は上げないで、許可も更新もしていないような、委託会社が持って来ても分からないわけですよね。そこは監督官庁として、実績がなければ、どういう活動をしているか、全く活動をしていなくて上げていないのか、そういうところを監督をしていくべきではないかなと。ユーザーは、そういうものを見る手立てがないわけですので。電報屋さんが来たなと思ったんだけど、配送会社が入ってきたので、ちょっと違和感を感じましたが、それが実態だと思うんですね。ですので、そこら辺はきちんと抑えていかなければいけないのがこういう事業じゃないかなと感じます。

○樋口分科会長 少なくとも認可のところで、信書のルールとか、いわゆる「適」を作る、多賀谷先生が強調されたように「適」とついたところが事業をしていることを、皆さんは承認されているわけで、削除もし「適」じゃない事態が起きたときには大変なことが起きますので、是非ともそれは発覚時点で速やかに改善すべきと思います。

○島村委員 行政指導は、これからということなんでしょうけれども、よく助成金の不正受給を直ちにホームページ上で、その会社名を公示するというをしているという行政がありますが、今回の場合、もうそういう不正が明確になったにもかかわらず、行政指導に至るまでに時間がかかるからというようなことなんです、これ例えば、ホームページ上で、その業者をしっかりと公示して知っていただくというようなことは、しないのですか。

○川久保信書便事業課課長補佐 公開することまでは、私ども総務省は考えておりませんでした。なかなかちょっと信書便事業者、大きな企業ばかりではございませんので、その名前というのを、いずれ行政指導なり、法令に基づく事業改善命令なりを出すような場合、不利益処分を出すような場合は、どこかのタイミングで公表しなければいけないんですけども、他方、今の時点ではまだそこまで、事業者の、どこで公表するということで、仮に今回、当初追加させていただきました議題を御議論いただく場合であっても、公表までは予定しておりませんでした。事業者名を公表してしまうと、かなり事業者にとっても影響も大きいということもありまして、現時点での公表は考えておりませんでした。

○島村委員 私どもは印刷業界なんです、印刷業界の仲間で助成金の不正受給をしている会社は何社もありまして、全部即座に公表されて、当然取引も、それに関係会社との取引も全て影響が出ています。それがCSRとかいろんな意味で当然のことだと、私は、個人的には思うんですけども、なぜかそこまで、そういう不正をした会社さんをかばうというのは、どういう意味でかばうのかちょっと分からないですけどね。

○今林郵政行政部長 不正なのかどうかというところを確認しているわけですから。

○島村委員 ああ、なるほど。

○今林郵政行政部長 そういう方法論も含めて、これからまた私ども考えていきたいとい

うことでございます。

○多賀谷委員 今は制裁的公表も、立派な制裁で、少なくとも事前に反論の機会を与えなければ、いきなり抜き打ちで制裁的公表をしてはいけないということ、たぶんなっていると思うのですね。

○島村委員 ああ、なるほど。はい。

○今林郵政行政部長 行政指導にとどめるとか、更に先生方に御相談した上で、処分を課すのか、それは先生が今おっしゃったような、悪意なのか、過失と言っても、非常に重い過失だとは思いますが、そういうところなのか、そこを確認しているということでございます。

○島村委員 はい。

○樋口分科会長 はい、お願いします。

○永峰委員 同じように業務委託をして、件数はゼロ件であるからチェックしないでいる業者さんというの、中にはいるんじゃないかと思えます。この事例に則って、他の業者さんをチェックするとか、そういうことは行っているのでしょうか。

○今林郵政行政部長 先ほど申しましたように、本件が私どもにとっては、1つの機会になりました。委託については自ら申請をして、その申請の内容に基づいて適切に行っていただくと。事業を開始しておられる方々については、私どもに報告もあり、必要に応じて検査なんかに入るということになっておりますが、本件の場合は、やっていないというところで起っている話なので、そこが迂闊だったということだと思います。ですから委託をやっているけれども、委託の内容がおかしい、特に消費者の方々から、何なんだこの人はとか、委託している側から、この人ちゃんと取っているのか、とかいうようなことがあればお話をよく聞かせていただくということになりますし、本件を契機にして、そういった委託の内容は適切かどうか、特に個人情報の管理にも関わる話でございますので、改めてチェックしてみたいというふうには思っています。

○樋口分科会長 他に何かございませんか。よろしいですね。事務局から何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局から連絡いたします。以上で本日の会議は閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会